

分科会A

歴史の中の女性

平安貴族の婚姻と女性

胡 潔

私は平安文学の基礎研究の一つとして、当時の文学作品の背景にある平安貴族の結婚を研究しているが、今日は「歴史の中の女性」という視点から、平安貴族の婚姻における女性の地位について、古代中国の女性と比較しながら、研究の一端を報告したいと思う。

最初に、この発表で使う幾つかのキーワードについて説明したい。まず「婿取婚」という言葉。「婿取」という言葉は平安時代の文献に多く見られる言葉で、平安貴族社会に行われていた<女性の父親或いは女性の後見者が男性を婿に取る>という婚姻形態を言う。これを「婿取婚」と呼ぶ。これと対照的な婚姻形態に「娶嫁婚」があり、古代中国や日本後代に見られる<男性の家が女性を嫁に取る>という婚姻形態である。「婚姻」の具体的な形態を分析するために、幾つか指標があるが、中でも結婚した男女がどこに住むかを決定する婚姻居住規制が最も重要視される。今までの社会学、人類学の研究史では、人類社会の婚姻居住形態には主に「夫方居住婚、妻方居住婚、新処居住婚、訪婚」の四つがあるとされている。古代中国社会や日本後代に見られる娶嫁婚の場合は女性が結婚によって男性の生家に入る「夫方居住婚」が行われたのに対して、平安貴族の婿取婚の場合は、女性ではなく、男性が女性の生家に通う「訪婚」、女性の家に住む「妻方居住婚」、男女が新しい居住地に住む「新処居住婚」が行われていた。古代中国と比較して言えば、女性が結婚しても夫の生家に入らないのが特徴ではないかと思う。これは平安貴族の女性の地位を理解する上では大変重要なことと思う。

次に「一夫多妻」と「一夫一妻多妾」といった言葉である。定義から言えば、「一夫多妻」とは、男性が複数の配偶者を持つことが社会的に認められる婚姻で、「一夫一妻多妾」とは、男性の正式な配偶者の<妻>は一人に限られ、その外に正式な配偶者ではない<妾>を持つことが社会的に認められる婚姻である。従来「一夫多妻」という言葉は主に<一人の男性>対<複数の女性>という意味に使われていたため、古代中国のような一夫一妻多妾婚も古代日本のような一夫多妻婚も皆「一夫多妻」という言葉によって同一視されてきた。しかし、両者は性格の違う婚姻である。この発表の主旨は平安貴族の社会において、一夫一妻多妾制が存在していなかったこと、平安貴族の女性は古代中国社会の女性のように男系的な秩序によって序列化されていないことである。

まず古代中国の「一夫一妻多妾制」に少々触れたいと思う。これは男系社会、夫方居住婚を背景に、複数の女性が男性の生家で同居し、男系的な秩序によって、一人の妻とその他の妾とが厳しく分けられている制度である。妻と妾の身分の差は男性の家に入る時儀式の有無で決まる。中国儒教の経典『礼記』に「聘則為妻、奔則為妾」という言葉がある。婚姻用語としての「聘」とは男性の家が礼儀で持って女性を迎える意味だが、具体的に結婚時に行われる一連の儀式を指すと思われる。『儀礼』の「士昏礼」

によると、正式な結婚は、^{のうまい}納采—媒酌人が結婚の意志を女性の家に伝え、その承諾を得ること、^{かんめい}問名—男性の家が書を備え、使者を遣わして女性の生母の姓名を問うこと、^{のうきつ}納吉—男性側が祖先を祭る廟で占いをし、吉の結果を得れば、使いの者が女性の家に知らせ、結婚を決めること、^{のうちんづ}納徴—男性の家から女性の家へ結納の贈物を送り、婚約が実質的に成立すること、^{せいき}請期—男性の家の者が女の家へ行って結婚の期日を乞うこと、^{しんれい}親迎—花婿が自ら花嫁の家に行って花嫁を実家に迎えること、など一連の儀式を通過してから始めて成立する。このように迎えられた女性は<妻>となる。それに対して、<奔>とは礼によらず即ち正式な儀式婚を通過しないで男性の家に入ることを言い、このような形で男性の家に入った女性は<妾>となる。<妻>は一人に限られ、その地位は法律によって保護される。妻と別れたり、妻に死なれたりしないかぎり、男性は再び儀式婚を持って妻を迎えることはできない。それに対して、儀式婚を通過しない<妾>は複数でもよいわけである。古代中国社会では、女性は結婚して夫の親族組織<宗>に入って初めて社会的地位を得る。宗とは女系親を排除した親族概念で、即ち共同祖先から分かれた男系血統の枝枝のすべてを総括してこれを一つの宗と言うが、男性の宗に入ることができるのは儀式婚で迎えられ、正式な配偶者として認められた妻だけである。妾達は宗に入ることができない。従って、婚儀の有無、宗における地位の有無は妻と妾を区別するもっとも重要な指標だと言えよう。このような<妻>と<妾>とは質的に異なる身分で、いわゆる第一夫人、第二夫人というような単なる順位ではない。ここでは妻と妾の上下関係をもっとも顕著に表しているものとして、妾の、夫と妻に対する呼び方、夫と妻に対する喪の服しかたを挙げて説明したいと思う。

呼称の上では、妾は男性を「夫」とは呼べず、「君」「老爺」（ご主人様）と呼び、男性の妻を「女君」「太々」（奥さま）と呼ぶ。そして妾が男性の宗に正式な地位がない為、彼女は妻のように結婚によって夫の親族との間に親族呼称で呼ばれることはなく、ただ「姨娘」、「姨太々」（おば様）で呼ばれる。そして彼女も奴婢と同様に夫の子供を「少爺」（お坊様）小姐（お嬢様）と呼ぶ。

服喪の上では、『大唐開元礼』によれば、妻と妾は夫のために三年の喪に服し、妾は嫡妻のために一年の喪に服することが決められているが、それに対して、夫も嫡妻も妾のために喪に服することはない。即ち妾は夫に対しても妻に対しても、従属的な立場にあるのである。

以上古代中国の「一夫一妻多妾制」を最小限に紹介したが、このような妻妾制度は平安貴族の婚姻には存在していない。古代日本の律令条文に古代中国の妻妾制度が書かれ、古代日本の歴史書に妻や妾といった中国風の婚姻表現が使われていた為、従来古代日本は早くから中国と同様な妻妾制度を採っていたという認識が強かったようだが、私の研究ではそれを否定する結論に達した。その一例として、日本の養老律令にある儀制令の五等親条が挙げられる。

凡五等親者。父母。養父母。夫。子為一等。祖父母。嫡母。繼母。伯叔父姑。兄弟姉妹。夫之父母。妻。妾。姪。孫。子婦為二等。曾祖父母。伯叔婦。夫姪。從父兄弟姉妹。異父兄弟姉妹。夫之祖母。夫之伯叔姑。姪婦。繼父同居。夫前妻妾子為三等。高祖父母。從祖祖父姑。從祖伯叔父姑。夫兄弟姉妹。兄弟妻妾。再從兄弟姉妹。外祖父母。舅。姨。兄弟孫。從父兄弟子。外甥。曾孫。孫婦。妻妾前夫子四等。妻妾父母。姑子。舅子。姨子。玄孫。外孫。女智為五等。

この条文に妻と妾は同様に二等親に並べられている。そればかりでなく、古代中国社会では妾の親類は親戚と見なされないが、日本のこの条文では妾の親類も妻の親類と同様に三等、四等、五等親に並べられている。即ち、古代中国では、複数の女性は一人の妻とその他の妾に区別されているが、その制度

が日本に導入された時、妻妾の区別がなくなったのである。

このような変化が言葉の面にも反映されている。例えば、「嫡」という字がある。中国の古辞書「釈名」は「嫡」を「敵也、与匹相敵也」即ち「夫と等しい立場にある妻」と解釈している。前述したように、中国では妻は一人に限られる。しかしこの言葉は日本語においては、複数の妻を指すようになったのである。日本の古辞書『新撰字鏡』は「嫡」を「^ひ牽^か加^ひ比^む女又^も毛^と止^と豆^め女」と訓よみしているが、「むかひめ」は記紀に見られる言葉で、「もとつめ」は平安時代の物語に見られる言葉である。皇室婚を記述する記紀についてはここでは触れないことにして、「もとつめ」についてみる。

「もとつめ」はまた「もとのめ」とも読む。『竹取物語』に

もとの妻どもは、かぐや姫をかならずあはむまうけして、ひとり明かし暮し給ふ。

とあり、また『大和物語』一六五段に

中将病いと重くしてわづらひけるを、もとの妻どももあり

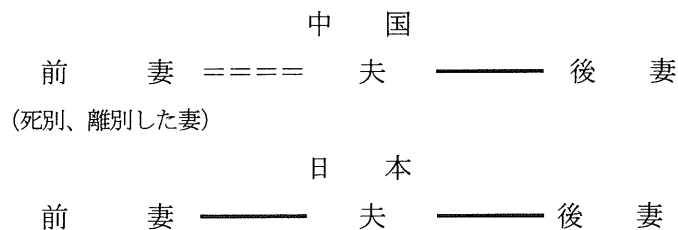
とある。「もとつめ」は「もとつめども」と複数に使われていることが分かる。平安時代の物語類に見られる「もとつめ」「もとのめ」は「もとの妻」という意味で、「^{いま}今の妻」と対比される言葉である。即ち男が新しい妻を設けた場合、それまでに結婚した女性は、「^{もと}本の妻」とされる。それは複数にも使われ、必ずしも中国語の「嫡」の意味に相当するものではない。また「前妻」「後妻」といった言葉について、中国の書物『顔氏家訓』「後娶篇」に次のような文が見られる。

吉甫賢父也、伯奇孝子也。賢父御孝子、合得終於天性。而後妻間之、伯奇遂放。曾參婦死。謂其子曰、吾不及吉甫、汝不及伯奇。王駿喪妻、亦謂人曰、我不及曾參、子不如華元。並終身不娶…後妻必虐前妻之子。

この例から見ても分かるように、中国では「前妻」とは亡くなった妻或いは離別した妻で、「後妻」とはそのあとに娶った妻のことを指している。一方、日本の辞書『倭名類聚抄』は「前妻」を「^も毛^と止^と豆^め女」「^こ古^な奈^み美」、「後妻」を「^う宇^は波^な奈^り利」と訓読みしている。『大和物語』百四十一段に

よしいゑといひける宰将のはらから、大和の掾といひてありけり、これが、もとの妻のもとに、筑紫より女を率てきてすゑたりけり。本の妻も心いとよく、今の妻もにくき心なく、いとよく語らひてゐたりけり。…このうはなりこなみ、一日一夜、よろづのことをいひ語らひて…

という話がみえる。ここに見られる「うはなりこなみ」の二人は同時に夫の妻として存在していることが明らかである。中日両国語における「前妻」「後妻」の意味の違いを図で表すと次のようになるのではないかと思う。(「==」は現時点存在していない婚姻関係、「——」は現時点存在している婚姻関係。)



つまり、もともと中国において、一人の妻を指す言葉が日本において複数の妻を指すことに変わったのである。一夫一妻多妾婚と一夫多妻婚の違いによる言葉の変容だと言えよう。

平安貴族の多妻婚に関して問題となるのは、妻達の中に差が存在したかという点である。この問題について、梅村恵子氏の研究を紹介しておく。梅村氏は「摂関家の正妻」(『日本古代の政治と文化』吉川弘文館 一九八七年)の中で妻の出自の優劣、婚姻の儀式の有無、同居別居の有無といった指標から多妻の地位を検討され、多妻の中に、正妻の地位は結婚開始時の婚儀の有無によって決まると主張されている。大変示唆に富んだ貴重な研究と思うが、正妻の優位は儀式婚によって決まるかどうかは検討する余地があると思われる。当時の作品『枕草子』(新編日本古典全集)に婿取に関する記述が多く見られる。

二十三段

すさまじきもの…家の内なる男君の来ずなりぬる、いとすさまじ。

一五八段

たのもしげなきもの、心短く、人忘れがちなる婿の、常に夜がれする。

二四八段

いみじうしたてて婿取りたるに、ほどもなく住まぬ婿の、舅に会ひたる、いとほしと思ふらむ。
ある人の、いみじう時に合ひたる人の婿になりて、ただ一月ばかりもはかばかしう来でやみにしかば、すべていみじう言ひさわぎ、乳母などやうの者は、まがまがしき事ども言ふもあるに、そのかへる正月に蔵人になりぬ。『あさましうかかるなからひには、いかで』とこそ、人は思ひたれ」など言ひあつかふは聞くらむかし。

これらの記述から、たとえ盛大な婿取の儀式を挙げても、男性の方に結婚を続ける意志がなければ、結婚がすぐ終わることも有り得ることが分かる。まして結婚の儀式が自動的に正妻を保証するわけでもない。また当時の婿取婚は複数の女性との間に行うことができる。『宇津保物語』に次のような一くだりがある。

むかし、藤原の君ときこゆる一世の源氏おはしましけり。…よろづのかんだちめ、みこたち、むこにとらんとおもほす中に、時の太政大臣のひとりむすめに、御かうぶりし給夜むこどりて、かぎりなくいたはりてすませたてまつり給ほどに、ときのみかどの御いもうと、女一のみこときこゆる、きさきばらにおはします。ちちみかど、ははきさきの給ふ、「この源氏、ただいまのみるめよりもゆくさきなりいでぬべき人なり。我むすめ、この人にとらせてん」との給ひて、むこどり給。

これはこの物語の主要人物の一人である正頼の結婚の話だが、正頼は最初太政大臣に婿取られた後、間もなくまた帝にも婿取られたのである。以上のように梅村説には従えない。

確かに、私の調査でも当時の多妻間には差があったことが判明しており、そのために、私は優位にある妻を「正妻」、それに比べて劣勢にある妻を「副妻」と呼んでいる。ただ私が当時の作品や記録を通じて得た結論は、「正妻」は必ずしも結婚の婚儀の有無によって決まるのではなく、結婚したあと夫と同居するかどうかによって決まること、また同居して一旦正妻となったとしてもその優位は制度によって永久に保持されるものではなく、他の妻との力関係に応じて揺れ動く相対的な、不安定なものであるということである。私は多妻間の優劣の差が生れる原因はやはり当時の居住形態にあり、その差の性質も当時の居住の特徴から考える必要があると思う。先述したように、当時女性は夫の生家に入らない。また複数の女性が男性の生家で一緒に同居することもない。従って、中国のような男性の宗の秩序によって複数の女性が妻と妾に序列化されることはないのである。当時の貴族の結婚は大抵結婚当初から男性

が女性の家に通い、その後女性の親による後見の有無、子供の有無、男性の女性に対する愛情の有無などによって、何回か通っているうちにそのまま離れてしまう場合、ずっと通いつづける場合、さらに妻の家で妻の両親と一緒に生活する場合など、さまざまなケースに分かれる。妻の家で夫婦が同居する場合も、ある期間を経てから、妻の家から屋敷を提供されるか、男性自身が屋敷を構えるかによって、新居居住婚に移るのが当時最も一般的な形である。そして男性が複数の女性と婚姻関係を結ぶ時、その中の一人の女性と同居し、その他の女性の許へ通うという形が一般的である。このような同居と別居が同時に行われることは、貴族の多妻間に優劣の差をもたらしたものであると思われる。同居する妻は「北の方」と呼ばれ、その子供は「むかひ腹」と呼ばれる。「北の方」が夫と同居することによって、彼女とその子供は夫の後見をより多く受けられ、その意味で彼女が優位にあると言えよう。その一つとして、北の方の子供「むかひ腹」に関する記述を見てみよう。

①『栄花物語』

この中納言殿（道隆）、御子どもと言はれ給君達あまたになり給へど、猶この嫡妻腹のをいみじきものに思ひきこえ給へる……大納言（道隆）は、これ（外腹の道頼）をばよそ人のやうにおぼして、小ちよ君を「いかでいかでこれ疾くなしあげん」とぞおぼしためる。（栄花・上――〇五～――）

②『小右記』

今日院御賀試楽日也。…有勅、令奏龍王、納蘇利、納蘇利極優妙、主上有令感給之氣、上下感嘆。

…（道長）心怨色、起座解脱入臥内、…「龍王兄（頼通）既愛子、中宮弟當賜子、納蘇利（頼宗）外腹子、其愛猶淺。今被賞納蘇利師、仍所忿怨云々

（長保三年十月九日）

藤原道隆は多くの子供がいるにも係わらず、最も可愛がっていたのは北の方の子供たちである。彼は「外腹」の大千代君に対しては冷淡で、自分のもとで成長していた「むかひ腹」の小千代の事だけ考えて、彼の官位を早く上げようと思っている。このような「ほかばら」と「むかひばら」を差別する態度はその兄弟道長にも同様に見られる。②に挙げた藤原実資の書いた『小右記』長保三年十月九日の記事に、東三条院の御賀の際、道長の二人の息子頼通と頼宗が舞童として、頼通は龍王、頼宗は納蘇利を舞ったが、頼宗の舞いがとてもすばらしかったので、頼宗に舞を教えた舞師がご褒美をもらったことに対して、頼通を可愛がった道長は不快に思い、その場を去ったとある。このことについて、実資は頼通が「むかひばら」で、頼宗は外腹であるから道長の態度も違うであろうと当時の人々が議論している様子を記している。このように父親が「むかひばら」に特別な愛情を抱いた要因は、恐らく同居であろう。同居によって、生活共同体の意識が生まれ、同居する妻とその子供を「うちの者」と思い、通っている妻とその子供を「よその者」と区別する意識が生じたのではないと思われる。父親の後見を重く見る当時の社会では、やはり「嫡腹」と「外腹」との間には差がつくのであろう。

但し、ここでは一つ重要なことを忘れてはならない。それは当時の同居は離合不安定な同居ということである。極言すれば、当時の同居と別居ははっきりと一線を画すことすら難しいものである。夫が外の妻の所へ住み着けば、今まで同居していた妻の正妻の座が新しい同居の妻に取って代わられる。また夫が二人の妻の所に平等に通えば、どちらに同居しているかとも言えず、両妻並立することもありうる。このような同居の性格はまた多妻の関係に、相対的で流動的な要素を与える。従って、当時の同居する正妻の優位はあくまでも相対的で、不安定なものと認識しなければならない。平安時代の物

語に、同居の妻「北の方」を持ちながらまた新たに外の女性に求婚したり、結婚したりする例が多く見られる。幾つかの例を挙げておく。

①『宇津保物語』

(兼雅が北の方の俊蔭女にあて宮の噂をする) あやしく、まだわかはおはする御かたちよりはじめ、しいでたまふことも、あらまほしくものし給哉。いかでこの君もがな。わがきみとひとしくてあらば、いかに人おどろかん。『いはゆるあて宮をいて、なおたたぬは、このじじうのはゝこそまさるべけれ。ひとしきは、めづらしきをこそ思ひまさめ、心にくしや』などこそゝしらめ…

②『源氏物語』

(夕霧がその北の方の雲居雁に言う言葉) 「よろしうなりぬる男の、かくまがふ方なくひとつ所を守らへても怖ぢしたる鳥のせうやうの物のやうなるは。いかに人笑ふらん。さるかたくなしき者に守られたまふは、御ためにもたけからずや。あまたが中に、なほ際まさりことなるけぢめ見えたるこそ、よそのおぼえも心にくく、わが心地もなほ旧りがたく、をかしき事もあはれなる筋も絶えざらめ。これは『宇津保物語』と『源氏物語』の例で、男性が新しい女性に求婚する時、今まで同居してきた「北の方」に言う言葉である。『宇津保物語』の例では、男性は北の方に自分が結婚して新しい女性と北の方を平等に取り扱おうと表明することによって自分の誠意を見せており、『源氏物語』の例では、男性が北の方に、たくさんの女性のなかでなお夫の愛情を保持する妻がめでたいと説得している。このような会話から妻が必ず一人という観念が欠如していること、正妻が完全に隔絶された絶対不動な地位に至っていないことがあきらかである。

結論になるが、古代中国と比較すれば、平安貴族の婚姻における女性の地位の特質がより鮮明になる。古代中国の女性と比べれば、平安貴族の女性達は夫の家で統合されることはないで、夫の宗の支配下にない。従って、夫の宗の秩序によって序列化されることもない。当時の女性は同居と別居によって、多妻間では優劣の差があるが、その差は相対的なもので、また流動的なものであると思われる。要するに、いまだに男系的秩序によってはっきりと一人の妻とその他の妾に序列されていないこと、またそれと表裏をなしていることと思うが、妻達の地位が常に相対的不安定であったことこそ平安貴族の女性の、古代中国の女性、日本後代の女性にない特質の一つではないかと思う。

[参考文献]

- 1 ウィリアム・マッカーロー『平安時代の婚姻制度』1967年(栗原弘訳 同志社大学人文科学研究所『社会科学』1978年12月)
- 2 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社 1967年
- 3 梅村恵子「撰閨家の正妻」(『日本古代の政治と文化』吉川弘文館 1987年)
- 4 関口裕子『日本古代婚姻史の研究』塙書房 1993年